

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 5 1 2 2 3 3
- 2 案 件 名 宝塚市上下水道局料金収納窓口アクリルパーテーション
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和5年(2023年)3月17日まで
- 5 契約相手方 住所： 神戸市兵庫区中道通3丁目2番10号
社名： (株)ドテヤマビジネス
- 6 指 定 理 由 (根拠)
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当
宝塚市水道事業及び下水道事業会計規程 第91条

(指 定 理 由)
第二庁舎の水道料金収納窓口については、カウンターや入り口のドアパネル等について備品購入し設置済みですが、防犯上必要となるアクリルパーテーションについては、カウンターのサイズや設置レイアウトが確定したうえで、設置する窓口の現地を確認してから発注するパーテーションの規格を決定する必要があり、カウンター等備品の納品時には発注ができていませんでした。現在は代替品にて対応していますが、安定性に問題があり、料金収納窓口の安全性を考えると、早急に備品を発注する必要があります。
上記業者は既に設置済みの料金収納窓口備品について受注していることから、現地調査も行い設置場所について把握しており、今回発注する物品についても納期までに納品することが可能であるため、早急に設置できるよう、契約相手方として指名するものです。
- 7 問 合 せ 先 上下水道局経営管理部総務課 0797-73-3688